

令和5年8月24日（木）

1. 経営者研修会について

令和5年3月24日に埼玉県と締結した「口蹄疫等家畜伝染病発生時における緊急対策に関する基本協定」に関し、埼玉県農林部食品衛生安全局長の野澤裕子様、同部畜産安全課主幹の清水博之様をお招きし、経営者研修会を開催しました。同研修会では、鳥インフルエンザ及び豚熱の発生状況と具体的な人的対応についてご講演をいただきました。

鳥インフルエンザ等が発生した場合、通行制限エリアや消毒ポイントでの車両誘導をメインとした警備対応が協定に基づく主業務となっており、迅速な警備配置と埼玉県や指定幹事会社、会員企業が連携して被害の拡大防止を図り、県民に安心安全を与えることが本協定の目的であります。

本協定は加盟会社の皆様に対し協力要請をお願いしております。ご協力いただける会員企業は事前登録制となっておりますので、9月下旬までに埼警協ホームページより様式をダウンロードし、事務局までご提出ください。



※野澤局長と炭谷会長による協定書の提示



※清水主幹による講演

2. 労働安全衛生大会について

警備会社にお勤めであり社会保険労務士の高木雄太様に「労災事故が発生した場合の企業リスクと事故防止の基本的事項」として講演をいただきました。

まずは、労災発生時に企業に問われる責任として、安全配慮義務違反に関し、刑事・民事上の責任を負われるケースや社会的責任を負われるケースなどについて具体的な説明がありました。また、事故防止の観点では「できない・知らない・やらない をなくす」をキーワードに警備業務で必要な装備を持たせる警備手法や暑さ対策、休憩などについて、警備員に対する技術と知識の向上につながる教育方法などについて解説をしていただきました。

労災防止に関する諸費用を投資と考え、人的資本経営に発想を転換することが、企業のリスク回避ともなる重要な視点であるとのことでした。



※装備を説明する高木雄太社会保険労務士